



2022年5月13日

各 位

会 社 名 ヤ マ シ ン フ ィ ル タ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 山 崎 敦 彦  
(コード番号：6240 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 井 岡 周 久  
(TEL. 045-680-1671)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更の件を2022年6月22日開催予定の第67回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるために、現行定款を一部変更するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月22日(水)
定款変更の効力発生予定日	2022年9月1日(木)

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>(附 則)</u></p> <p>1. 定款第 14 条の変更は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>